

国自旅第393号の2  
平成29年3月27日

公益社団法人全国運転代行協会会長  
公益財団法人運転代行振興機構代表理事  
ジェイ・ディ共済協同組合理事長  
全国運転代行共済協同組合理事長  
一般社団法人日本損害保険協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

### 自動車運転代行業の立入検査等実施要領について

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）第21条第2項に基づく都道府県知事による立入検査等を効果的かつ効率的に実施するため、自動車運転代行業の立入検査等実施要領を策定し、都道府県自動車運転代行業担当部局長に地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知したので了知されるとともに、今後、都道府県が行う立入検査等に協力するよう、傘下会員、組合員、契約者に対し周知されたい。

なお、実施要領の概要は下記のとおりである。

### 記

#### 自動車運転代行業の立入検査等実施要領（概要）

#### 1. 立入検査等の種類

- (1) 一般検査 3年から5年に1回を目安に、全ての自動車運転代行業者に対し①臨店検査又は②呼出検査を実施。
- ①臨店検査 新規認定業者、悪質と判断できる自動車運転代行業者の営業所において、法令遵守状況を確認。
- ②呼出検査 自動車運転代行業者に自主点検表を記入・提出させた上で都道府県担当部局等に呼び出して実施。呼出指導の代わりに集団指導を行うこともできる。集団指導は業界団体等による講習会等に代えることができる。

(2) 街頭指導 都道府県公安委員会と緊密な連携を図り、実施。

## 2. 立入検査等の内容

一般検査は原則、以下の全ての法令遵守状況を確認し、街頭指導はこのうち(2)、(5)、(7)、(8)、(11)について確認する。

- (1) 料金の揭示義務(法第11条)
- (2) 損害賠償措置を講ずべき義務(法第12条)
- (3) 約款の揭示義務(法第13条第1項)
- (4) 約款の適合性(法第13条第2項)
- (5) 随伴用自動車の損害賠償措置(法第13条第2項)
- (6) 約款届出の義務(法第13条第3項)
- (7) 役務の提供の条件の説明義務(法第15条)
- (8) 随伴用自動車の表示義務(法第17条)
- (9) 運転代行業務従事者の指導義務(法第18条)
- (10) 帳簿等の備置義務(法第20条第2項)
  - ① 苦情処理簿
  - ② 従業員指導記録簿
  - ③ 乗務記録簿
  - ④ 業務従事者名簿
- (11) タクシー類似行為(道路運送法第4条第1項等)(A B間輸送含む)の禁止

## 3. 立入検査等時に確認する書類等

- (1) 現に営業の用に供している随伴用自動車
- (2) 法定書類  
約款、料金表、苦情処理簿、従業員指導記録簿、乗務記録簿、業務従事者名簿、利用者に役務提供の条件を説明する際に使用する資料、許認可届出申請書関係書類
- (3) 損害賠償措置関係書類  
代行運転自動車用及び随伴用自動車の任意保険等の保険証券等、保険料等の支払いを証明する書類(銀行預金通帳、納付書の控え等)
- (4) 收受している料金が確認できる経理書類  
(例) 経費明細帳、売上台帳、伝票・領収書類等